

内閣府大臣官房政府広報室
政策調査員（非常勤の一般職国家公務員）の募集について

内閣府大臣官房政府広報室（以下『政府広報室』という。）では、政策調査員の募集を下記により行います。

1. 採用内容

職名：政策調査員（非常勤）

採用予定者数：1名程度

採用予定日：令和8年10月1日

2. 業務内容

政府広報室では、親日感の醸成や対日理解促進のため、海外に対する広報を実施しています。今回募集する政策調査員には、以下の手法を複合的に用いた海外広報に携わっていただきます。

- (1) 日本政府公式英文ウェブサイト「JapanGov」及び SNS を通じた英語による発信
- (2) オウンド動画・オウンド記事等の制作
- (3) 国際メディア等を通じた情報発信
- (4) その他の広報媒体による政府広報の実施 等

（参考）

- ・ JapanGov ウェブサイト：<https://www.japan.go.jp/>
- ・ Facebook: <https://www.facebook.com/JapanGov/>
- ・ LinkedIn：<https://www.linkedin.com/company/japangov>
- ・ X：@JapanGov(<https://x.com/JapanGov>)/@Japan (<https://x.com/japan>)
- ・ Instagram：https://www.instagram.com/japangov_official/
- ・ YouTube：<https://www.youtube.com/user/pmojapan>

具体的な業務内容は、個人の専門性・経験等を勘案しつつ指定させていただきます。

なお、海外に対する広報は、内閣官房内閣広報室国際広報室及び政府広報室が一体となって対応しているため、両室の職員と連携して業務を実施していただきます。

3. 応募要件

以下のいずれにも該当する方。年齢・性別は問いません。

- (1) 大学卒業以上の学歴又はこれと同等程度の学力を有すると認められる者
- (2) グローバルな視点で、政治、経済、環境問題等において知識を有し、一定の英語能力を有している者
- (3) 民間企業等において広報、調査分析等の実務経験が5年以上ある者

4. 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となること
ができない者
 - ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな
るまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しな
い者
 - ・ 日本国憲法の施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破
壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原
因とするもの以外）

5. 応募方法

(1) 提出書類

○履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ カラー写真（6 か月以内に撮影したもの）を必ず貼付すること。
- ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

○志望理由をまとめたもの

- ・ 様式自由。A4 判横書き（氏名を記入すること。）

○職務経歴書

- ・ これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・ 様式自由。A4 判横書き（氏名を記入すること。）

○専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類（英検、TOEIC のスコア等）の 写し

※採用内定後、3 の応募要件を満たすことを証明できるものの写し 1 部（卒業証書、在
職証明書等）を提出いただきます。

※応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたし
ます。

(2) 書類送付先（郵送に限ります。）

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当

※封筒の表面に、赤色で「政策調査員応募書類在中」と明記のこと。

(3) 応募締切

令和 8 年 8 月 17 日（月）（必着）

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行います。

6. 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接（随時）

※書類審査（1 次選考）の結果、面接（2 次選考）を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等を御連絡します。

7. 勤務条件

身 分：一般職国家公務員（非常勤）

勤 務 地：東京都千代田区永田町

勤 務 時 間：週 5 日（月～金）

1 日 5 時間 4 5 分（10:00～12:00 及び 13:00～16:45）

土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み。ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認めた場合は勤務をお願いすることがあります。

任 期：令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 1 0 年 9 月 3 0 日（予定）

給 与 等：日額 10,900 円

* 上記の額につきましては、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

* 賞与・昇給なし

* 通勤手当支給（給与法及び人事院規則等の規定により算出した額を支給、定期券にあっては原則として 6 箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）

* 健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、雇用保険及び健康保険は加入要件に従う。

* 年次有給休暇は、採用日に 10 日付与

* 夏季特別休暇は、連続する 3 日間（7 月から 9 月の間に取得可能）

8. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

9. 問合せ先

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当 宮原、佐久間

電話（03）3581－0409